

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

石崎汽船株式会社

当社は、新型インフルエンザの感染から社員の身を守り、感染拡大を可能な限り抑制して健康被害を最小限にとどめるため、警戒レベルの段階に応じて会社及び従業員が取組む手順を示し、公共交通機関として事業の継続を図ることが企業としての社会的責任を果たすとの認識の下、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を定める。

策定 平成25年 9月 1日

【 目 次 】

| | |
|--------------------------------|---|
| 新型インフルエンザの基礎知識 | 1 |
| 1. 新型インフルエンザとは | |
| 2. 新型インフルエンザと通常インフルエンザとの違い | |
| 3. インフルエンザウイルスの感染経路 | |
| 4. 個人や事業者が実施できる感染防止策 | |
| 5. 日本の警戒レベル | |
| 6. WHOによるパンデミックインフルエンザ警告フェーズ | |
| 1. 前段階（未発生期） | 3 |
| 1-1. 危機管理体制の整備 | |
| 1-2. 発生の早期発見 | |
| 2. 第一段階（海外発生期） | 3 |
| 2-1. 情報収集と周知 | |
| 2-2. 体調に異常がある場合の対応 | |
| 2-3. 感染予防対策の強化 | |
| 3. 第二段階（国内発生早期） | 4 |
| 3-1. 対策本部の設置 | |
| 3-2. 情報収集と周知 | |
| 3-3. 国内移動等の制限 | |
| 3-4. 来訪者の受入制限 | |
| 3-5. 体調に異常がある場合等の対応 | |
| 3-6. 感染予防対策の強化 | |
| 4. 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期） | 5 |
| 4-1. 情報収集と周知 | |
| 4-2. 国内移動等の制限 | |
| 4-3. 体調に異常がある場合の対応 | |
| 4-4. 感染予防対策の強化 | |
| 4-5. 事業継続 | |
| 5. 従業員または同居する者が感染した場合の対応 | 6 |
| 5-1. 事業所内での感染拡大防止のための措置 | |
| 5-2. 事業継続 | |
| 6. 第四段階（小康期） | 6 |
| 6-1. 対応措置の解除 | |

新型インフルエンザの基礎知識

1. 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類のみに感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることが出来るように変化し、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったものである。このウイルスがヒトに感染しておこる疾患が新型インフルエンザである。

2. 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

| 項目 | 新型インフルエンザ | 通常のインフルエンザ |
|-------------|--|-------------------------------------|
| 発病 | 急激 | 急激 |
| 症状 (典型例) | 未確定（発生後に確定） *多くはインフルエンザ様の症状 | 38℃以上の発熱、咳、くしゃみ等の呼吸器症状、頭痛、関節痛、全身倦怠感 |
| 潜伏期間 | 未確定（発生後に確定） *今回は感染が疑われる日から7日間様子を見るとしている。 | 2～5日 |
| ヒトへの感染 | 強い | あり（風邪より強い） |
| 流行性 | 大流行/パンデミック | 流行性 |
| 致死率 | 未確定（発生後に確定） *アジアインフルエンザ約0.5% *スペインインフルエンザ約2% | 0.1%以下 |

3. インフルエンザの感染経路

① 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫が飛散しこれを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路。

咳やくしゃみ等の飛沫は空気中で1～2m以内に到達する。

② 接触感染

皮膚と粘膜・創（開放性損傷）の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触る事によって、ウイルスが媒介される。

ウイルスは環境中（机、ドアノブ、スイッチ等）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間以内に感染力を失うと考えられる。

4. 個人や事業者が実施できる感染防止策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人が普段の生活の中で実施できるものも多い。
有効と考えられる感染防止策として以下が挙げられる。

- ① 対人距離の保持（2m以上）
- ② 手洗い
- ③ 咳エチケット
- ④ 職場の掃除・消毒
- ⑤ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

* 新型インフルエンザワクチンは、実際に出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるため、現時点では、新型インフルエンザ発生後、より短期間で製造するための研究開発が行われている。

5. 日本の警戒レベル

- 前段階・・・・・・・・・・未発生期
- 第一段階・・・・・・・・・・海外発生期
- 第二段階・・・・・・・・・・国内発生期
- 第三段階・・・・・・・・・・感染拡大/まん延期/回復期
- 第四段階・・・・・・・・・・小康期

6. WHOによるパンデミックインフルエンザ警告フェーズ

| | | |
|--|---------------------------|---|
| パンデミック間期 | ヒト感染のリスクは低い | 1 |
| 動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒト感染はない | ヒト感染のリスクはより高い | 2 |
| パンデミックアラート期 新しい亜型ウイルスによるヒト感染発生 パンデミック器 | ヒト—ヒト感染は無いか、または極めて限定されている | 3 |
| | ヒト—ヒト感染が増加していることの証拠がある | 4 |
| | かなりの数のヒト—ヒト感染があることの証拠がある | 5 |
| パンデミック器 | 効率よく持続したヒト—ヒト感染が確立 | 6 |

1 前段階（未発生期）

新型インフルエンザが発生していない状態）

- 目的 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
2) 発生の早期確認に努める。

1-1 危機管理体制の整備

- 1-1-1 経営トップは、新型インフルエンザ等に対する危機管理組織と意思決定の手順、事業継続のための体制、社員の行動指針を「新型インフルエンザ等対策に関する策業務計画」として整備し、感染が発生した事態に備える。
- 1-1-2 安全統括管理者及び安全総括管理者は、行政機関、報道を通じて新型インフルエンザに関する正確な情報を収集し、社員及び関係者に周知する。
- 1-1-3 安全統括管理者及び安全総括管理者は、船員及その他の職員に対し、海務部及び総務部を通じて、日常的に感染予防を実施するよう指導する。
- 1-1-4 海務部及び総務部は、事業所近隣の保健所及び医療機関との相談、連携体制を整備する。
- 1-1-5 海務部及び総務部は感染を予防するための消毒剤、個人防護具を備える。

1-2 発生の早期発見

- 1-2-1 安全統括管理者及び安全総括管理者は、行政機関、報道を通じて新型インフルエンザ「発生」に関する情報を収集する。
- 1-2-2 安全統括管理者及び安全総括管理者は海務部及び総務部を通じて社員の健康状態を把握する体制を整備する。
- 1-2-3 安全統括管理者及び安全総括管理者は、非常時連絡体制を常に最新の状態にしておく。

2 第一段階

海外で新型インフルエンザが発生した状態

- 目的 1) ウイルスの国内進入をできるだけ阻止する。
2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

2-1 情報の収集と周知

- 2-1-1 安全統括管理者及び安全総括管理者は、新型インフルエンザが海外で発生した時点より、行政機関、報道を通じて間断なく以下の情報を収集し、従業員及び関係者に周知徹底する。
- ① 新型インフルエンザの発生状況
 - ② 新型インフルエンザの特徴
 - ③ 行政機関の対策方針・対応策と事業者に対する対応要請
 - ④ 感染予防の方法
- 2-1-2 安全統括管理者及び安全総括管理者は、担当部を通じて以下①～④を調査する。
- ① 社員の健康状態
 - ② 社員の海外渡航歴（7日以内に海外から入国したか否か）
 - ③ 社員の今後の海外渡航予定
 - ④ 7日以内の海外からの来訪者

* 海外とは、発生国・未発生国を問わず日本以外のすべての国

2-2 海外渡航等の制限

- 2-2-1 社員は海外渡航を取り止める。
- 2-2-2 社員及び同居する者は、海外渡航及び空港・海港への立ち入りを自粛する。
- 2-2-3 社員は、旅客及び来訪者との直接の接触を避ける。
やむを得ず接触しなければならない場合は、抗ウイルスマスクを着用し、接触後は手洗い、うがい、アルコール消毒を行うこと。
- 2-2-4 社員または同居する者が既に海外に渡航している場合、安全統括管理者及び安全総括管理者は、当該者に対して以下を指示する。
 - ① 帰国の際は検疫所の指示に従うこと。
 - ② 検疫のインフルエンザ検査が陰性であっても、入国の日から7日間は毎日、体温を測定してから出勤する事に加え、同居者も体温を測定すること。

2-3 体調に異常がある場合等の対応

- 2-3-1 社員は37.5度以上あるいは平熱よりも明らかに高いと認める発熱・倦怠感・食欲不振・咳・鼻水・咽頭痛・吐き気・嘔吐・下痢などインフルエンザを疑う症状を自覚したときは、速やかに担当部（海務部・総務部）に申し出ること。
同居する者が同様の症状を発症しているときも同様とする。
- 2-3-2 安全統括管理者及び安全総括管理者は、社員もしくは同居する者がインフルエンザに感染している疑いがあると判断した場合は、当該その社員に対し、最寄りの保健所の「発熱相談センター」に連絡し、その指示に従うよう指導すること。
- 2-3-3 社員は、本人または同居する者が7日以内に接触した人が新型インフルエンザを発症した場合は、担当部（海務部・総務部）に速やかに報告すること。

2-4 感染予防対策の強化

- 2-4-1 安全統括管理者及び安全総括管理者は、社員（同居する者を含む）及び関係者に対し、通常時より励行している感染予防対策を徹底するよう注意喚起する。

3 第二段階（国内発生早期）

国内で新型インフルエンザが発生した状態

目的 1) 国内での感染をできる限り抑える。

3-1 対策本部の設置

- 3-1-1 「新型インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」という）を設置
- 3-1-2 対策本部の構成員
 - ① 対策本部長 社長
 - ② 対策本部員 役員及び部課長
 - ③ 事務局 海務部及び総務部
- 3-1-3 対策本部は必要に応じて本部内に作業班を置く。
- 3-1-4 対策本部は、新型インフルエンザに関するすべての情報を集約し、予防、治療、感染の防止に関する全てを決定し、社員に指示・命令する。
- 3-1-5 対策本部から社員への指示・命令は、安全統括管理者及び安全総括管理者を通して行う。

3-2 情報の収集と周知

- 3-2-1 対策本部事務局は、行政機関、報道を通じて新型インフルエンザに関する最新の情報を常に収集する。
- 3-2-2 対策本部事務局は、収集した情報を社員に周知させる。
緊急の場合は、「非常時連絡体制」により連絡する。

3-3 国内移動等の制限

- 3-3-1 発生地へ出張及びその他業務上の異動を取り止める。
発生地を経由する場合も同様とする。
- 3-3-2 社員及び同居する者は、発生地への移動を自粛する。
発生地を経由する場合も同様とする。
- 3-3-3 社員及び同居する者は、不特定多数が集まる場所への立ち入りは、不要不急の場合は自粛する。買い物など、生活の必要上立ち入る場合は、抗ウイルスマスクを着用する。
- 3-3-4 会社の通勤圏内で発生した場合、対策本部は会社の社員に対し、以下の措置を講じる。
 - ① 公共機関で通勤する従業員には、混雑を避け時差通勤を命じる。
 - ② 通勤時のみならず外出する際は、抗ウイルスマスクの着用を命じる。
 - ③ 発生地に居住する者に対し自宅待機を命じる。
 - ④ 業務上の移動は極力避けるよう命じる。
 - ⑤ 感染が事業所に迫って来た場合は、業務の縮小等を検討する。

3-4 来訪者の受入制限等

- 3-4-1 発生地からの来訪者には自粛を要請する。
発生地を経由する場合も同様。

3-5 体調に異常がある場合の対応

- 3-5-1 2-3（体調に異常がある場合等の対応）の通り対応する。

3-6 感染予防対策の強化

- 3-6-1 2-4（感染予防対策の強化）の措置を継続する。
- 3-6-2 船員、発券業務員、受付窓口など、不特定多数の外来者と接触する機会が多い業務に従事する従業員に対し、抗ウイルスマスクの着用をぎむづける。

4 第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）

国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態

感染拡大期：各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待できる状態

まん延期：各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待できなくなった状態

目的 1) 健康被害を最小限に抑える。

目的 2) 医療機能、会社・経済機能への影響を最小限に抑える。

4-1 情報の収集と周知

- 4-1-1 3-2（情報の収集と周知）を継続する。

4-2 国内移動等の制限

4-2-1 3-3（国内移動等の制限）を継続する。

4-2-2 回復期には前項の措置を段階的に縮小する。

4-3 来訪者の受入制限等

4-3-1 3-4（来訪者の受入制限等）を継続する。

4-3-2 回復期には前項の措置を段階的に縮小する。

4-4 体調に異常がある場合の対応

4-4-1 3-5（体調に異常がある場合の対応）の通り対応する。

4-5 感染予防対策の強化

4-5-1 3-6（感染予防対策の強化）を継続する。

4-5-2 回復期には前項の措置を段階的に縮小する。

4-6 事業継続

4-6-1 対策本部は、通常時と同様の事業継続が困難な状況が想定されると判断した場合、以下の措置を講じる。

- ① 代替要員の補完
- ② 通勤手段の変更
- ③ 船員の代替要員が確保できない場合、緊急的なダイヤの組み替え
- ④ 他事業所における業務代行

4-6-2 回復期には前項の措置を段階的に縮小する。

5 社員または同居する者が感染した場合の対応

5-1 会社内での感染拡大防止のための措置

5-1-1 対策本部は、全社員に対し、「緊急事態宣言」を発する。

5-1-2 社員が感染した場合、対策本部は、会社を管轄する保健所の指示に従い必要な措置を講じる。

5-1-3 社員と同居する者が感染した場合、当該社員を出勤禁止とし、会社を管轄する保健所の指示に従い必要な措置を講じる。

5-1-4 社員あるいは同居する者が感染した場合、当該会社の社員全員を対象に、即刻、健康診断を行い、異常が認められた場合は5-1-2の措置を講じる。

5-1-5 前項で異常が認められなかった場合も、健康診断の日より7日間は全員に対し、毎日の体温測定とその結果報告を命じる。

5-2 事業継続

5-2-1 4-6（事業継続）の通り対応する。

当該会社の感染者や感染の疑いのある社員は、対策本部から指示があるまで自宅待機とする。

6 第四段階（小康期）

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

1) 会社は経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える

6-1 対応措置の解除

- 6-1-1 対策本部は行政機関からの情報に基づき、全ての対応措置を段階的に解除する。
- 6-1-2 対策本部は、流行の第二波に備え、これまでの対応措置を評価し、必要があればその見直しと改善を速やかに行う。
- 6-1-3 会社（担当部）は、消毒剤、個人防護具を補充する。